

平成22年3月1日

各 位

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社
中央三井信託銀行株式会社

変額個人年金保険「プレミアステップV」の取扱開始について

中央三井信託銀行は、平成22年3月1日（月）より全支店・出張所にて、変額個人年金保険「プレミアステップV」（正式名称：年金原資産運用実績連動保証型変額個人年金保険(10)）（引受保険会社：第一フロンティア生命保険株式会社）の取扱いを開始いたします。

「プレミアステップV」の主な特徴は以下の通りです。

1. 初期費用の負担がなく、市場の動向に柔軟に対応した投資をします。
初期費用がないため、一時払保険料の全額が特別勘定に投入されます。また、特別勘定は投資する資産の価格の変動に応じ、資産の配分比率を毎日見直してリスクをコントロールしつつ、長期的な資産の成長を目指します。
2. 年金原資産額と死亡給付金額は100%の最低保証があります。
年金原資産額と死亡給付金額は、基本保険金額（一時払保険料相当額）の100%が最低保証されます。
3. 最低保証はステップアップし、一度上がったら下がりません
基本保険金額に対する積立金額の割合が110%以上の5%ごとの率に到達すると、最低受取保証額^{※1}がステップアップします。ステップアップ保証率^{※2}は契約日以後、毎日判定されます。
4. ステップアップ保証率は、5%ごとに判定し、上限はありません。
ステップアップ保証率は110%から5%ごとに判定し、上限はありません。

※1 死亡給付金額および年金原資産額が最低保証される金額をいい、基本保険金額（一時払保険料相当額）にステップアップ保証率を乗じた金額です。

※2 保険契約締結の際は100%とし、基本保険金額に対する積立金額の割合を毎日判定し、110%以上の5%ごとの率に到達するごとにその5%ごとの率に引き上がります（ステップアップします）。また、ステップアップ保証率が下がることはなく、また上限もありません。

当社では、今後とも商品ラインアップの強化を図り、当社の強みである資産運用コンサルティング力をもとに個人のお客様に対する高品質な商品・サービスの提案を推進し、お客様のニーズにきめ細かく対応してまいります。

なお、「プレミアステップV」の商品概要につきましては別紙1を、主な投資リスクと費用等については別紙2をご参照ください。

以 上

「プレミアステップV」の商品概要

| 項目 | | 内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|---------------|---|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-------|------|------|------|------|------|------|---------------|---------------|---------------|------|--|-------|------|------|------|------|
| 商品名 | | 年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険(10) [愛称：プレミアステップV] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 引受保険会社 | | 第一フロンティア生命保険株式会社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 被保険者の契約年齢 | | 0～80 歳(契約日における被保険者の満年齢) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 最低・最高保険料 | | 200万円以上5億円以下 (1万円単位) ※同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の変額年金保険に加入している場合、基本保険金額は通算して5億円を超えることはできません。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 運用期間 | | 10 年 (運用期間は変更できません。) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 運用期間中の死亡保障 | | 死亡日における積立金額または最低受取保証額(*)のいずれか大きい額 (*)死亡給付金額および年金原資額が最低保証される金額をいい、基本保険金額(一時払保険料相当額)にステップアップ保証率 ^{※1} を乗じた金額です。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年金種類 []内は年金受取開始年齢 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 確定年金(3～7・10・15・20・25・30・35・40 年) [10歳～90歳] ・ 死亡時保証金額付終身年金 [50歳～90歳] ・ 10 年保証期間付終身年金 [50歳～90歳] ※年金の支払いにかえて、年金原資額を一括で受取ることも可能です。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年金受取人 | | 保険契約者または被保険者から指定 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| クーリング・オフ | | 申込日または一時払保険料入金日のいずれか遅い日から起算して8日以内(土日、祝祭日、年末・年始などの休日を含みます)であれば、第一フロンティア生命あての書面(消印有効)での郵便による申出により契約の申込みの撤回または解除をすることが可能です。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特別勘定繰入日 | | 責任開始日(一時払保険料入金日)から起算して8日後となる日または第一フロンティア生命が保険契約の申込みを承諾した日のいずれか遅い日に一時払保険料を特別勘定に繰り入れ、その翌日から特別勘定による運用が開始されます。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 基本保険金額の変更 | 増額 | 取扱いません。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 減額 | 基本保険金額を減額し、減額部分の解約返還金を受取ることができます。ただし、減額後の基本保険金額が200万円以上あることが必要です。なお、残存部分は継続します。減額後の最低受取保証額は、減額後の基本保険金額にステップアップ保証率を乗じた金額となります。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 費用 | 保険契約関係費 | 特別勘定の資産総額に対して 年率2.98% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 資産運用関係費 | 投資信託の資産総額に対して 年率0.1525% (税込) 程度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 年金管理費 | 受取年金額に対して 1.0% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 解約控除 | 基本保険金額に以下解約控除率を乗じた額 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>経過年数</th> <th>1 年未満</th> <th>1年以上 2 年未満</th> <th>2年以上 3 年未満</th> <th>3年以上 4 年未満</th> <th>4年以上 5 年未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>解約控除率</td> <td>5.6%</td> <td>4.9%</td> <td>4.2%</td> <td>3.5%</td> <td>2.8%</td> </tr> <tr> <th>経過年数</th> <th>5年以上 6 年未満</th> <th>6年以上 7 年未満</th> <th>7年以上 8 年未満</th> <th>8年以上</th> <td></td> </tr> <tr> <td>解約控除率</td> <td>2.1%</td> <td>1.4%</td> <td>0.7%</td> <td>0.0%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 経過年数 | 1 年未満 | 1年以上 2 年未満 | 2年以上 3 年未満 | 3年以上 4 年未満 | 4年以上 5 年未満 | 解約控除率 | 5.6% | 4.9% | 4.2% | 3.5% | 2.8% | 経過年数 | 5年以上 6 年未満 | 6年以上 7 年未満 | 7年以上 8 年未満 | 8年以上 | | 解約控除率 | 2.1% | 1.4% | 0.7% | 0.0% |
| 経過年数 | 1 年未満 | 1年以上 2 年未満 | 2年以上 3 年未満 | 3年以上 4 年未満 | 4年以上 5 年未満 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 解約控除率 | 5.6% | 4.9% | 4.2% | 3.5% | 2.8% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 経過年数 | 5年以上 6 年未満 | 6年以上 7 年未満 | 7年以上 8 年未満 | 8年以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 解約控除率 | 2.1% | 1.4% | 0.7% | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

※1 保険契約締結の際は100%とし、基本保険金額に対する積立金額の割合を毎日判定し、110%以上の5%ごとの率に到達するごとにその5%ごとの率に引き上がります(ステップアップします)。また、ステップアップ保証率が下がることはなく、また上限もありません。

「プレミアステップV」の主な投資リスクと費用等について

【主な投資リスクについて】

この保険は、実質的に国内外の株式・債券などで運用しており、運用実績が積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などの増減につながるため、株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、積立金額、解約返還金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

【お客さまにご負担いただく費用について】

この保険にかかる費用は、運用期間中は「保険契約関係費」「資産運用関係費」の合計額、年金受取期間中は「保険契約関係費（年金管理費）」となります。ただし、契約日から8年未満の解約時などには、この他に「解約控除」がかかります。

<ご契約時>

○ご負担いただく費用はありません。

<運用期間中>

○保険契約関係費…特別勘定の資産総額に対して年率2.98%

○資産運用関係費…信託報酬は投資信託の資産総額に対して年率0.1525%(税込)程度

※上記の信託報酬のほか、信託事務に関する諸費用、監査費用、有価証券・金融派生商品の取引にかかわる費用および消費税などを間接的にご負担いただきます。なお、売買委託先、売買金額などによって手数料率の変動するなどの理由から、これらの計算方法は表示しておりません。記載の信託報酬は、2010年1月現在の数値であり、運用会社により今後変更される場合があります。

<ご解約時> *契約日から8年未満の解約・減額などの場合

○解約控除…基本保険金額（減額の場合は減額する部分の基本保険金額）に経過年数別の解約控除率（5.6%～0.7%）を乗じた金額

<年金受取期間中>

○保険契約関係費（年金管理費）…受取年金額に対して1.0%

【ご注意ください事項】

- 年金原資額が最低保証されるためには、運用期間満了まで運用していただく必要があります。運用期間中に解約・減額・年金移行した場合などのお受取金額は、基本保険金額を下回ることがあります。
- 最低受取保証額は、運用実績が思わしくなかった場合、保険契約締結の際の100%のまま、一度もステップアップしないことがあります。
- 個人年金保険は生命保険商品であり、預金ではありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象にはなりません。元本の保証はありません。
- 本保険商品のお申し込みの有無が、当社におけるお客様の他のお取り引きに影響を与えることはありません。
- 中央三井信託銀行は、お客様と引受保険会社との保険契約締結の媒介を行いますが、保険契約の引受や保険金等の支払いは、引受保険会社が行います。
- 法令等の規制により、お客様のお勤め先によってはお申し込みいただけない場合があります。
- 保険商品のご購入の検討にあたっては、「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」をご契約前に十分にお読みいただき、内容をご理解ください。また、ご契約時には「商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」等を必ずご覧ください。
- 詳しくは、個人年金保険の販売資格を持った生命保険募集人にご相談ください。